

【厚生労働省】

事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容
技能講習	労働安全衛生法第14条、第61条、第76条、第77条 労働安全衛生法施行令第6条、第20条	(財) 北海道労働保健管理協会 (社) 旭川地方自動車整備振興会 (社) 札幌地方自動車整備振興会 (社) 帯広地方自動車整備振興会 (社) 北海道労働基準協会連合会 (社) 下北地区労働基準協会 (社) 弘前地区労働基準協会 (社) 黒石地区労働基準協会 (社) 上北労働基準協会 (以下略)	登録機関により実施する。 (計 137法人)
実技教習	労働安全衛生法第75条、第77条 労働安全衛生規則第73条	(財) 江南クレーン技能教習所 (財) 港湾労働安定協会港湾技能研修センター (財) 産業教育センター (社) コマツクレーン教習センター (社) ボイラ・クレーン安全協会 (社) 九州機械工業振興会 (社) 熊本県労働基準協会 (社) 鹿児島県労働基準協会 (社) 大分県特殊技能教育センター (社) 大分産業機械技能教習所 (社) 中部労働技能教習センター (社) 日本クレーン協会	登録機関により実施する。